

第7期前橋市障害福祉計画及び第3期前橋市障害児福祉計画の
原案に関するパブリックコメント（意見募集）の実施結果

前橋市障害福祉課 電話027(220)5712
FAX027(223)8856

- ◆意見募集期間 … 令和6年1月15日(月)～令和6年2月13日(火)
- ◆意見提出者数 … 4人
- ◆意見件数 … 4件

取りまとめの都合上、いただいたご意見を要約し、市の考え方を説明していま
す。なお、今回いただいたご意見については、原案の修正には至りませんでした
が、今後の施策の参考にしてまいります。

大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
<p>＜居住系サービスに関する意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親亡き後、重症心身障害者が地域で暮らすことができる場所（グループホームや小規模施設など）を今後の前橋市の障害福祉計画の中にとり入れていただきたい。 ○ 現在市内には、親亡き後、本人が（家族を離れて）住まう場がありません。知的に障がいのある方のグループホームはたくさん見聞きするようになりましたが、障がいの重い人の住まう場は皆無です。重症心身障がいという重い障がいがある人の住まう場の建設を是非、計画に入れていただきたい。 ○ 重症心身障がいという重い障がいがある人の住まう場の創設と、重い障がいの故にかかる人員配置について配慮願いたい。 	<p>本計画では、第3章の活動指標の中で共同生活援助（グループホーム）の必要見込量を設定していますが、例えば重症心身障害者を主たる対象とする等、個別の障害状況に応じての見込量は設定しておりません。</p> <p>本市としても重い障害のある方の生活支援について重要性を認識しておりますので、対象者のニーズや事業者との情報交換などを通して、重症心身障害者が安心して暮らせる支援につなげていきたいと考えます。</p> <p>なお、重い障害ゆえにかかる人員配置については、国等の動向を注視しながら、この度いただきました貴重なご意見を参考に継続して検討させていただきます。</p>

<障害児支援に関する意見>

○ 市内には重症心身障がい児者を主たる対象とした福祉サービスがほとんどありません。放課後等デイサービスや生活介護など市外で探している状況です。重症心身障がい児者が、生涯にわたって安心して住み、生きていける場所があるように環境整備をお願いしたい。

本計画期間である令和8年度までに、主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」を各1か所以上設置することを重点目標としております。

この目標達成に向けて、重症心身障害児向けの事業所運営を検討している事業者などに対し、建設費の補助など支援策を検討していきたいと考えます。